

## 【ドイツ】女性クォータ制の導入

海外立法情報課 渡辺 富久子

\* 2015年3月、連邦公務員の管理職、連邦が各種委員会のために指名する委員及び民間企業の監査役会にクォータ制を導入する法律が成立した。

### 1 クォータ制導入の背景

ドイツでは、職業における男女平等を実現するための法律として、1994年に制定された「連邦行政及び連邦裁判所における女性の地位向上並びに家庭と職業の両立の促進のための法律（女性の地位向上法）」（注1）と、「連邦の影響領域にある委員会（Gremien）における男女の任命及び派遣に関する法律（連邦委員会構成法）」（注2）がある。女性の地位向上法は、2001年に「連邦行政及び連邦裁判所における男女平等のための法律（連邦平等法）」（注3）と改称され、男女平等のための措置が強化された。

連邦平等法は、連邦の各機関に対して平等計画の策定を義務付け、女性比率が50%未満である部門の採用、任用及び昇進の際に、同一の適性、能力及び専門的業績がある場合には、女性を優先的に考慮しなければならないと定めている。しかし、2013年の連邦公務員の女性管理職の割合は30%であった。また、連邦委員会構成法は、男女をペアとした委員の推薦手続を定めているが、各種委員会における女性委員の割合は25.7%に留まっていた。

上記2法は連邦の公的部門を対象とする。一方、民間企業については、2001年に、連邦政府と経済団体との間で、民間経済部門における男女機会均等を促進するための合意が締結されていた。合意では、家庭生活と仕事の両立を改善するための措置をとることにより、指導的地位を有する女性の割合を高めることが企業の自主目標とされていた。しかし、2013年の上位200社の執行役員及び監査役会における女性の割合は、それぞれ4.4%、15.1%であり、十分な効果をもたらさなかった。

### 2 公的部門及び民間企業におけるクォータ制の導入

2015年3月、公的部門及び民間企業において指導的地位を有する女性の割合を高めるための関係法律改正法が成立した。今回導入されたクォータは、賃金等の労働条件の決定に関与する上層部に適用され、結果として一般の被用者にもその効果が及ぶとされている。以下に、その概要を紹介する。

#### (1) 連邦公務員のクォータ（連邦平等法の改正）

法律の正式名称が「連邦行政並びに連邦の公企業及び裁判所における男女平等のための法律」と変更された。ただし、連邦の公企業は従前から適用対象として含まれている。

連邦の裁判所、行政機関、連邦直属の公法上の団体、施設及び財団並びに間接的に連邦行政を行う公企業（社会保険や連邦銀行等）は、平等計画において、女性管理職の割合の具体的な目標を階層ごとに定め、当該目標を達成するための措置をとる（第13条）。

## (2) 連邦委員会のクオータ（連邦委員会構成法の改正）

連邦が3人以上の委員を指名する監査役会（ドイツ鉄道株式会社の監査役会等）においては、2016年以降、連邦が指名する委員の男女それぞれが30%以上を占めるようにしなければならない。2018年以降、この割合は50%とする。奇数の場合には、1名の差があってもよい。連邦が1名以上の委員を任命又は了承する他の主要な委員会等においても、男女同数を目指すことが義務付けられ、実現のために同様の目標を採用することができる（第4条及び第5条）。

## (3) 民間企業のクオータ（株式法等の改正）

・株式を上場し、かつ、完全な共同決定義務のある企業（注4）は、2016年以降に監査役会の委員を新たに選任する場合には、男女の委員がそれぞれ30%以上を占めるようにしなければならない。監査役会は、被用者代表及び株主代表から成るが、両者合わせて30%以上とすることができる。適当な女性がおらず、クオータを満たすことができない場合には、当該ポストは空席とする（株式法第96条第2項）。30%のクオータが適用される企業は、108社である。

・株式上場企業及び共同決定義務のある企業（注5）は、2015年9月末までに、監査役会、執行役会及び執行役会の下2階層の管理職の女性の割合の目標並びに目標達成時期を定めなければならない。女性の割合が30%を下回っている場合には、現状の値を上回る目標を定めなければならない。目標達成時期は5年以内の時点としなければならないが、初回は、2017年6月末とされている（株式法第76条第4項、第111条第5項）。このような自主目標を定めなければならない企業は、約3,500社である。

注（インターネット情報は2015年3月16日現在である。）

(1) Gesetz zur Förderung von Frauen und der Vereinbarkeit von Familie und Beruf in der Bundesverwaltung und den Gerichten des Bundes vom 24. Juni 1994 (BGBl. I S.1406). 1994年9月1日施行。

(2) Gesetz über die Berufung und Entsendung von Frauen und Männern in Gremien im Einflusbereich des Bundes vom 24. Juni 1994 (BGBl. I S.1413). 1994年9月1日施行。

(3) Gesetz zur Gleichstellung von Frauen und Männern in der Bundesverwaltung und in den Gerichten des Bundes vom 30. November 2001 (BGBl. I S.3234). 2001年12月5日施行。

(4) 従業員2,000人超（鉱山鉄鋼業においては従業員1,000人超）の企業。共同決定法（又はモンタン共同決定法）により監査役会の被用者代表と株主代表を同数とすること（これを「完全な共同決定」という）を義務付けられる。

(5) 従業員500人超の企業。三分の一参加法（Dritteteiligungsgesetz）により監査役会の1/3を被用者代表とすることを義務付けられる。

## 参考文献

・齋藤純子「ドイツにおける公務部門の男女平等のための連邦平等法の制定」『外国の立法』No.213, 2002.8, pp.77-95.

・Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/3784, 4227.*